

役員選任規程

公益社団法人船橋青色申告会

(目的)

第1条 この規程は、定款第22条に規定する役員を選任及び就任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において「役員」とは、原則として正会員の中から選任する理事及び監事をいう。

(選任方法)

第3条 役員を選任は、総会の決議による。

2 正会員以外から選任する役員は、会長が選定した役員候補者を総会に付議して選任する。

(役員の数)

第4条 役員の数、定款第21条の規定による。

(役員就任)

第5条 総会において選任された役員は、遅滞なく「履歴書」及び別紙の「誓約書」を添えて「役員就任承諾書」に住所、氏名を記載し押印のうえ、会長に提出するものとする。

(役員資格の喪失)

第6条 役員は、その会員が退会したとき、定款第8条（会員資格の喪失）及び第10条（除名）の規定による資格の喪失又は除名があったとき、総会の決議により解任されたときは、役員資格を喪失する。

(役員定年)

第7条 役員を選任するときは、満85歳以上の者を選任してはならない。

2 在任中に満85歳に達した役員は、その日以後における最初の役員改選を伴う通常総会の日に退任する。

3 専務理事については、その適用年齢を満65歳とする。ただし、満65歳に達した日の属する年度末まで就任できるものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行なう。

附則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

役員就任承諾書

公益社団法人船橋青色申告会

会長 殿

平成 年 月 日開催の公益社団法人船橋青色申告会
第 回通常総会において、理事・監事に選任されたので、
就任することを承諾いたします。

平成 年 月 日

住所

理事

監事

氏名

印

誓約書

平成 年 月 日

公益社団法人船橋青色申告会

会 長 殿

住 所

氏 名

印

私は、公益社団法人船橋青色申告会の理事・監事に就任するに当たり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1号に規定する以下の欠格要件に該当しないことを誓約します。

- 次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に違反したこと
 - 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に違反したこと
 - 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）に違反したこと
 - 刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3第1項、第222条又は第247条の罪を犯したこと
 - 暴力行為等処罰に関する法律第1条、第2条又は第3条の罪を犯したこと
 - 国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したこと
- 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者